

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画
環境影響評価方法書（再手続版）についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 10 月

株式会社千葉袖ヶ浦パワー

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間及び縦覧時間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解	18

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他環境省令で定める事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和5年7月28日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

令和5年7月28日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（別紙1参照）

- ・読売新聞（朝刊 27面：千葉面）
- ・朝日新聞（朝刊 17面：千葉面）
- ・毎日新聞（朝刊 19面：千葉面）
- ・日本経済新聞（朝刊 33面：千葉・首都圏経済面）
- ・産経新聞（朝刊 21面：千葉面）
- ・千葉日報（朝刊 15面）

② 「お知らせ」の実施

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

a. 関係地域の広報紙への掲載（別紙2参照）

- ・袖ヶ浦市広報紙「広報そでがうら VOL.1040 2023年8月号」
- ・市原市広報紙「広報いちはら 第1603号 令和5年8月号」
- ・木更津市広報紙「広報きさらづ No.832 令和5年8月号」

b. 当社ウェブサイトへの掲載（別紙3参照）

- ・当社ウェブサイト（令和5年7月27日（木）より）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 13 箇所及び当社事務所 1 箇所の計 14 箇所にて縦覧を行った。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイト公表した。

① 縦覧場所

自治体等	縦覧場所	所在地
千葉県	環境生活部環境政策課	千葉市中央区市場町 1-1 本庁舎 3 階
	君津地域振興事務所 地域環境保全課	木更津市貝渕 3-13-34 君津合同庁舎 3 階
袖ヶ浦市	環境経済部環境管理課	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1 市役所 3 階建て旧庁舎 2 階 (8 月 7 日 (月) からは市役所中庁舎 5 階)
	長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波 513-1
	平川公民館	袖ヶ浦市横田 115-1
市原市	環境部環境管理課	市原市国分寺台中央 1-1-1 市役所第 2 庁舎 5 階
	姉崎支所	市原市姉崎 2150-1
	有秋支所	市原市有秋台西 1-3-2
木更津市	環境部環境政策課	木更津市潮浜 3-1 クリーンセンター内
	木更津市役所朝日庁舎 行政資料コーナー	木更津市朝日 3-10-19 イオンタウン木更津朝日 2 階
	岩根公民館	木更津市高柳 3-2-1
	中郷公民館	木更津市井尻 789
	金田出張所	木更津市金田東 6-11-1
事業者	株式会社千葉袖ヶ浦パワー 事務所	東京都墨田区江東橋 4-29-12 あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル 7 階

② インターネットの利用による公表

当社ウェブサイトにおいて方法書及び要約書を公表した。(別紙 4 参照)

また、千葉県、袖ヶ浦市、市原市のウェブサイトと当社ウェブサイトをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。(別紙 5 参照)

(4) 縦覧期間及び縦覧時間

① 自治体庁舎

令和5年7月28日（金）から令和5年8月27日（日）まで（袖ヶ浦市、市原市、木更津市の各縦覧場所での閲覧は令和5年9月10日（日）まで）とした。

（閉庁日・閉館日を除く、各施設の開館時間とした。）

② 当社事務所

令和5年7月28日（金）から令和5年8月27日（日）まで（閲覧は令和5年9月10日（日）まで）とした。

（土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時までとした。）

③ インターネットの利用による公表

令和5年7月28日（金）から令和5年9月10日（日）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした

(5) 縦覧者数

① 縦覧確認表記載者数：9名 [49部]

（内訳）

千葉県環境生活部環境政策課	1名	[1部]
千葉県君津地域振興事務所地域環境保全課	0名	[1部]
袖ヶ浦市環境経済部環境管理課	1名	[3部]
袖ヶ浦市長浦公民館	2名	[19部]
袖ヶ浦市平川公民館	4名	[13部]
市原市環境部環境管理課	0名	[3部]
市原市姉崎支所	0名	[0部]
市原市有秋支所	0名	[0部]
木更津市環境部環境政策課	0名	[1部]
木更津市役所朝日庁舎行政資料コーナー	0名	[0部]
木更津市岩根公民館	0名	[4部]
木更津市中郷公民館	0名	[1部]
木更津市金田出張所	1名	[3部]
株式会社千葉袖ヶ浦パワー事務所	0名	[0部]

注：[]内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書（再手続版）あらまし」の持帰り部数である

② 方法書及び要約書を公表した当社ウェブサイトへのアクセス数：1,923回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
令和5年8月20日（日） 14時30分から16時30分まで	長浦おかのうえ図書館視聴覚室 （袖ヶ浦市蔵波 634-1）	26名
令和5年8月22日（火） 18時30分から20時30分まで	袖ヶ浦市民会館大ホール （袖ヶ浦市坂戸市場 1566）	31名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年7月28日（金）から令和5年9月10日（日）までの間とした。

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は令和5年9月10日（日）の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、当社への郵送による書面により受け付けた。
（別紙6参照）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は5通（意見の総数：25件）であった。

○令和5年7月28日(金)掲載

- ・読売新聞（朝刊 27面：千葉面）
- ・朝日新聞（朝刊 17面：千葉面）
- ・毎日新聞（朝刊 19面：千葉面）
- ・日本経済新聞（朝刊 33面：千葉・首都圏経済面）
- ・産経新聞（朝刊 21面：千葉面）
- ・千葉日報（朝刊 15面）

5

関係地域の広報紙に掲載したお知らせの内容 (1)

○広報そでがうら (VOL.1040 令和 5 年 8 月号)

環境影響評価関係図書 縦覧と説明会を行います

☎ ▶(株)千葉袖ヶ浦パワー ☎03(6659)2671(平日9:00~17:00)
▶環境管理課 ☎(62)3404 FAX(62)7485

環境影響評価法に基づき、環境影響評価関係図書の縦覧とその意見募集、また説明会を行います。

環境影響評価方法書の縦覧・意見募集

縦覧書類 (仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書(再手続版)

縦覧場所 市役所 環境管理課、長浦・平川公民館、事業者ホームページ

縦覧期間 8月27日(日)まで

※各施設の閉庁(館)日は除く。なお、9月10日(日)まで閲覧できます。

意見の提出方法 意見書に必要事項を記入し、郵送で提出してください。様式は縦覧場所配布するほか、事業者ホームページからダウンロードできます。

提出期限 9月10日(日)消印有効

提出先 〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-29-12
あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階
(株)千葉袖ヶ浦パワー

環境影響評価方法書 説明会

日時・場所

- 8月20日(日)午後2時30分~(2時受付)
長浦おかのうえ図書館 視聴覚室
 - 8月22日(火)午後6時30分~(6時受付)、市民会館 大ホール
- ▶最新の情報は、事業者ホームページでお知らせします。



事業者の
ページ

関係地域の広報紙に掲載したお知らせの内容 (2)

○広報いちはら (第 1603 号 令和 5 年 8 月号)

環境影響評価関係図書の縦覧など

(1)(仮称)T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業 事業計画概要書

縦覧期間＝環境影響評価方法書の縦覧期間の初日の前日まで 縦覧場所＝環境管理課、市原支所、県環境政策課

問合先 県環境政策課

☎043(223)4138

(2)(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書(再手続版)

縦覧・閲覧期間＝9月8日(金)まで 縦覧場所＝環境管理課、姉崎支所、有秋支所 説明会日時・会場＝①8月20日(日)午後2時30分・長浦おかのうえ図書館(袖ヶ浦市蔵波634-1)、②8月22日(火)午後6時30分・袖ヶ浦市民会館(袖ヶ浦市坂戸市場1566) 当日直接会場へ 意見書の提出＝縦覧場所か事業者ウェブサイトにある用紙に必要事項を書き、9月10日(日)(当日消印可)までに郵送で提出する。

提出・問合先 (株)千葉袖ヶ浦パワー(〒130-0022・東京都墨田区江東橋4-29-12 あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階) ☎ 03(6659)2671

関係地域の広報紙に掲載したお知らせの内容 (3)

○広報きさらづ (No.832 令和5年8月号)

**(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画
環境影響評価方法書(再手続版)の縦覧および意見募集ならびに説明会**

○環境影響評価方法書の縦覧および閲覧

期間 9月10日(日)まで(各施設の閉庁日・閉館日は除く)

時間 午前9時～午後5時

(各施設の開館時間により前後します。)

場所 環境政策課(クリーンセンター内)・朝日庁舎 行政資料コーナー・岩根公民館・中郷公民館・金田出張所(金田地域交流センター「きさてらす」内)

※事業者ホームページでも公表しています。

○意見書の提出

期限 9月10日(日)まで

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書簡または事業者ホームページからダウンロードした用紙にて、郵送(当日消印有効)で提出。

申 問 〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-29-12 あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階
(株)千葉袖ヶ浦パワー ☎03(6659)2671(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

問 環境政策課 ☎0438(36)1442 ☎0438(30)7322

○説明会(参加無料)

日時

①8月20日(日)午後2時30分～

②8月22日(火)午後6時30分～

※受付は30分前から

場所

①長浦おかのうえ図書館「視聴覚室」

(袖ヶ浦市蔵波634-1)

②袖ヶ浦市民会館「大ホール」

(袖ヶ浦市坂戸市場1566)

○その他

縦覧および説明会などの最新の情報は、事業者ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。



事業者ホームページ

当社ウェブサイトに掲載したお知らせの内容

○令和5年7月27日より掲載

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書（再手続版）の
届出・送付及び縦覧・説明会の開催について

2023年7月27日
株式会社千葉袖ヶ浦パワー

当社は、本日、電気事業法及び環境影響評価法に基づき、「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書（再手続版）」（以下「方法書」という）及びこれを要約した書類（以下「要約書」という）を経済産業大臣へ届出するとともに、千葉県知事、袖ヶ浦市長、市原市長及び木更津市長へ送付しましたのでお知らせいたします。

今回、届出・送付した方法書及び要約書は、環境影響評価法に基づき、以下のとおり2023年7月28日（金）より縦覧を行うとともに、方法書の説明会を開催いたします。

1. 方法書及び要約書の縦覧

(1) 縦覧場所

自治体等	縦覧場所	所在地
千葉県	環境生活部環境政策課	千葉市中央区市場町1-1 本庁舎3階
	君津地域振興事務所 地域環境保全課	木更津市貝渕3-13-34 君津合同庁舎3階
袖ヶ浦市	環境経済部環境管理課	袖ヶ浦市坂戸市場1-1 市役所3階建て旧庁舎2階 (8月7日（月）からは市役所中庁舎5階)
	長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波513-1
	平川公民館	袖ヶ浦市横田115-1
市原市	環境部環境管理課	市原市国分寺台中央1-1-1 市役所第2庁舎5階
	姉崎支所	市原市姉崎2150-1
	有秋支所	市原市有秋台西1-3-2



お知らせ
NEWS

> お知らせ

木更津市	環境部環境政策課	木更津市潮浜3-1 クリーンセンター内
	木更津市役所朝日庁舎 行政資料コーナー	木更津市朝日3-10-19 イオンタウン木更津朝日2階
	岩根公民館	木更津市高柳3-2-1
	中郷公民館	木更津市井尻789
	金田出張所	木更津市金田東6-11-1
事業者	株式会社千葉袖ヶ浦パワー 事務所	東京都墨田区江東橋4-29-12 あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階

(2) 縦覧期間

2023年7月28日（金）から2023年8月27日（日）まで

なお、縦覧期間終了後も袖ヶ浦市、市原市、木更津市、事業者の各縦覧場所では、2023年9月10日（日）まで閲覧できます。

ただし、自治体の施設については閉庁日・閉館日は除きます。

株式会社千葉袖ヶ浦パワー 事務所については、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

(3) 縦覧時間

当社事務所は午前9時から午後5時まで。

自治体の施設については各施設の開館時間によります。

(4) インターネットによる公表

方法書及び要約書は当社ホームページにおいても [こちら](#)からご覧いただけます。

2023年7月28日（金）から2023年9月10日（日）まで

2. 説明会の開催

方法書の記載事項を周知するために次のとおり説明会を開催いたします。

開催回	開催日時	場所（住所）
第1回	2023年8月20日（日） 午後2:30～午後4:30	長浦おかのうえ図書館視聴覚室 （袖ヶ浦市蔵波634-1）
第2回	2023年8月22日（火） 午後6:30～午後8:30	袖ヶ浦市民会館大ホール （袖ヶ浦市坂戸市場1566）

※受付及び開場は、説明会開始の30分前から行います。

※説明会参加にあたって、事前のお申し込みは不要です。

3. 意見書の提出

本方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社宛に所定の様式にて郵送によりお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称（「（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書（再手続版）」と記載して下さい。）
- ・方法書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

なお、意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。なお、ご記入頂いた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

(2) 意見書の提出期限

2023年9月10日（日）消印有効

(3) 意見書の提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-29-12 あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階
株式会社千葉袖ヶ浦パワー 宛

(4) 意見書様式のダウンロード

意見書様式（PDF）は [>こちら](#)

意見書様式（Word）は [>こちら](#)

4. お問い合わせ

株式会社千葉袖ヶ浦パワー 電話 03-6659-2671

（土曜日、日曜日、祝日は除く、午前9時から午後5時まで）

当社ウェブサイトでの方法書等の公表

○ 環境への取り組み ENVIRONMENT

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書 (再手続版) の公表について

環境影響評価法第7条の規定に基づき環境影響評価方法書およびこれを要約した書類 (以下「要約書」という) を公表します。



環境への取り組み
ENVIRONMENT

> 環境への取り組み

環境影響評価方法書

> [表紙・はじめに・目次 \(PDF 328KB\)](#)

> [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \(PDF 94KB\)](#)

> [第2章 対象事業の目的及び内容 \(PDF 2,241KB\)](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

> [3.1 自然的状況 \(PDF 6,662KB\)](#)

> [3.2 社会的状況 \(PDF 7,153KB\)](#)

> [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 \(PDF 4,610KB\)](#)

> [第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 \(PDF 649KB\)](#)

> [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 \(PDF 7,877KB\)](#)

> [第7章 その他省令で定める事項 \(PDF 2,809KB\)](#)

> [参考資料 \(PDF 2,481KB\)](#)

環境影響評価方法書 要約書

> [環境影響評価方法書 \(再手続版\) \[要約書\] \(PDF 10,598KB\)](#)

あらまし

> [\(仮称\) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書 \(再手続版\) あらまし \(PDF 3,820KB\)](#)

自治体のウェブサイト (1)

○千葉県ウェブサイト


千葉県
chiba prefecture

[ホーム](#)
[くらし・福祉・健康](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[しごと・産業・観光](#)
[環境・まちづくり](#)
[県政情報・統計](#)
[防災・安全・安心](#)

[Foreign Languages](#)
[障害者補助機能](#)

環境影響評価手続状況

- 1 環境影響評価手続終了、中止等案件
- 2 環境影響評価公告一覧
- 3 環境影響評価手続中の案件

[ホーム](#) > [環境・まちづくり](#) > [環境政策](#) > [環境影響評価](#) > [環境影響評価手続中の案件](#)

更新日：令和5(2023)年9月8日
 ページ番号：341468

環境影響評価手続中の案件

お知らせ

- 吾志野自動車工場建設事業に係る環境影響評価方法書の概要について (9月8日)
- (仮称) 銚子風力発電所リブレス事業に係る環境影響評価方法書の概要について (9月8日)
- (仮称) 株式会社いすみつみらい産業物流施設事業に係る環境影響評価方法書の概要について (9月5日)
- 太田山地区分譲地事業 (第1区分譲地及び第3区分譲地(3-2) 高上力) に係る環境影響評価方法書に対する知事意見の通知について (8月17日)
- (仮称) 千葉県いすみ市沖江上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に係る概要について (8月1日)
- (仮称) 千葉県旭市天然ガス発電所建設事業に係る環境影響評価方法書(前手続版)の概要について (7月26日)

環境影響評価手続中の案件

事業名	現在の手続	備考
(仮称) 千葉県いすみ市沖江上風力発電事業	配属書手続中	東京電力リニューアブルパワー株式会社
吾志野自動車工場建設事業	方法書手続中	-
(仮称) 銚子風力発電所リブレス事業	方法書手続中	-
(仮称) 株式会社いすみつみらい産業物流施設事業	方法書手続中	-
(仮称) 千葉県いすみ市沖江上風力発電事業	配属書手続終了	三菱商事上風力株式会社
太田山地区分譲地事業 (第1区分譲地及び第3区分譲地(3-2) 高上力)	方法書手続終了	-
(仮称) 九十九島沖海上風力発電事業	配属書手続終了	株式会社ユースエナジーホールディングス
(仮称) いすみ市沖江上風力発電事業	配属書手続終了	三井物産株式会社 RWE Renewables Japan合同会社 大阪ガス株式会社 K&Oエナジーグループ株式会社
(仮称) いすみ市海上風力発電事業	配属書手続終了	株式会社いすみ海上風力発電
(仮称) いすみ市沖江上風力発電事業	配属書手続終了	合同会社いすみ沖江上風力
(仮称) いすみ市沖江上風力発電事業	配属書手続終了	千葉海上風力株式会社
(仮称) いすみ市沖江上風力発電事業	配属書手続終了	株式会社グリーンパワーインベストメント
(仮称) 千葉県いすみ市沖江上風力発電事業	配属書手続終了	株式会社レノバ
(仮称) 千葉県外三河郡海陽町組合でみどり建設建設事業	方法書手続終了	-
(仮称) 千葉県クリーンセンター次期中間処理施設建設事業	方法書手続終了	-
一宮町第127号富津船山市街 (富津町～富津市間)	方法書手続終了	-
日産自動車株式会社千葉工場 分館移・廃止回収ボイラー更新事業	準備書手続終了	-
(仮称) 千葉県銚子市における海上風力発電事業	方法書手続終了	-
(仮称) 千葉県旭市天然ガス発電所建設事業	方法書手続中	冷却方式の変更により方法書から再手続

関連リンク

- 1 環境政策トップページ
- 2 環境影響評価情報交換ネットワーク(仮称)
 - 環境影響評価関係関係自治体のアクセス、アクセスの技術資料ほか

環境影響評価手続中の案件

- 1. (仮称) 船子川火力発電所1.2号機建設計画 (法対象事業)
- 2. (仮称) 船子川火力発電所2号機建設計画 (法対象事業)
- 3. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 4. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 5. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 6. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 7. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 8. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 9. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 10. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 11. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 12. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 13. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 14. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 15. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 16. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 17. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 18. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 19. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)
- 20. (仮称) 千葉県立江ノ島公園内「江ノ島公園」の整備事業 (法対象事業)

ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 環境影響評価 > 環境影響評価手続中の案件 > (仮称) 千葉県船子川天然ガス発電所建設計画 (法対象事業)

更新日: 令和5(2023)年7月28日

ページ番号: 13931

(仮称) 千葉県船子川天然ガス発電所建設計画 (法対象事業)

1. 事業の概要

1 事業者

株式会社千葉県船子川

2 事業の名称

(仮称) 千葉県船子川天然ガス発電所建設計画

3 対象事業実施区域

船子川市船子川3-1地

4 事業の種類及び規模

発電所の建設 (第1号機)

設置する発電所の原動力の種類: ガスタービン及び火力

設置する発電所の出力: 195万kW (65万kW機×3基)

2. 環境影響評価の手続き

「(仮称) 千葉県船子川天然ガス発電所建設計画」は、株式会社千葉県船子川が、同地点における計画「(仮称) 千葉県船子川火力発電所1.2号機建設計画」に係る対象事業を、環境影響評価法第30条第1項の規定により株式会社千葉県船子川から引き継ぎ、対象事業の内容のうち燃料の種類を「石炭」から「天然ガス」へ、原動力の種類を「火力」から「ガスタービン及び火力」へ修正したため、環境影響評価法第28条の規定に基づき方法書から手続きを再実施したものです。

その後、対象事業の内容のうち冷却方式を「海水冷却方式」から「空気冷却方式」へ修正するため、関係方法書から手続きを再実施するものです。

参考

「(仮称) 千葉県船子川火力発電所1.2号機建設計画」の環境影響評価手続きの内容はこちら

[\(仮称\) 千葉県船子川火力発電所1.2号機建設計画](#)

「(仮称) 千葉県船子川天然ガス発電所建設計画」(海水冷却方式)の環境影響評価手続きの内容はこちら

[\(仮称\) 千葉県船子川天然ガス発電所建設計画](#)

1 環境影響評価方法書手続

■ (1) 環境影響評価方法書の公告縦覧等

- ・ 送付: 令和5年7月27日
- ・ 公告: 令和5年7月28日

縦覧場所

- ・ 千葉県環境生活部環境政策課、若津地域振興事務所地域環境保全課
- ・ 船子川市環境経済部環境政策課、長瀬公民館、平川公民館
- ・ 市原市環境部環境政策課、障がい者、有休支所
- ・ 本郷市環境部環境政策課、本郷市役所南庁舎行政資料コーナー、若根公民館、中郷公民館、金田出張所
- ・ 株式会社千葉県船子川事務所

縦覧期間

令和5年7月28日(金曜日) から8月27日(日曜日) まで
※各縦覧場所の閉庁日、休館日及び休業日を除く

環境影響評価方法書はこちら

[株式会社千葉県船子川のホームページ](#)

■ (2) 環境の保全の見地からの意見書の提出について

環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、吾国により事業者は意見を提出することができます。

意見書の提出期間

令和5年7月28日(金曜日) から9月10日(日曜日) まで(当日消印有効)

意見書の提出先及び問い合わせ先

東京都墨田区江東橋4-29-12
あいおいニッセイ同和損保船子川ビル7階
株式会社千葉県船子川

■ 関連リンク

[環境影響評価ホームページ](#)

自治体のウェブサイト (2)

○袖ヶ浦市ウェブサイト



袖ヶ浦市
SODEGAURA CITY

[本文へ](#) [はじめての方へ](#) [Foreign language](#) [文字の大きさ・背景色変更](#)

[ホーム](#) [くらし・手続き](#) [市政・まちづくり](#) [産業・事業者](#) [魅力・観光](#)

現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [環境・衛生・公園](#) > [環境保全・環境対策](#) > 環境影響評価関係図書の縦覧および説明会の開催

環境影響評価関係図書の縦覧および説明会の開催



[印刷用ページを表示する](#) 更新日：2023年7月28日

環境影響評価法の規定により、株式会社千葉袖ヶ浦パワーから資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。

縦覧図書の名称

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書（再手続版）

事業実施区域

袖ヶ浦市中袖3-1 ほか

縦覧

期間

令和5年7月28日（金曜日）から令和5年8月27日（日曜日）まで（各施設の閉庁・閉館日を除く。）
なお、9月10日（日曜日）まで閲覧できます。

時間

各施設の閉館時間によります。

場所

市役所環境管理課、長浦公民館、平川公民館

インターネットによる公表

事業者ホームページから、縦覧図書等をご覧になることができます。
[株式会社千葉袖ヶ浦パワーホームページ](#)（外部リンク）

説明会

日時・場所

- ・8月20日（日曜日） 午後2時30分から（午後2時から受付） 長浦おかのうえ図書館 視聴覚室
- ・8月22日（火曜日） 午後6時30分から（午後6時から受付） 市民会館 大ホール

自治体のウェブサイト (3)

○市原市ウェブサイト

お知らせ

2023/07/28

環境影響評価関係図書の縦覧等について（（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書（再手続版））

130 views

その他

次の対象事業について、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」が事業者から提出されました。
この方法書に関する縦覧等についてお知らせします。

対象事業について

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社千葉袖ヶ浦パワー 代表取締役社長 鈴木 淳一
東京都墨田区江東橋四丁目29番12号
あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル7階

対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画
ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
総出力195万kW（65万kW×3基）

対象事業実施区域

千葉県袖ヶ浦市中袖3-1 他

書類の縦覧・閲覧について

期間

令和5年7月28日（金曜日）から令和5年9月8日（金曜日）まで（閉庁日時を除く）。
なお、下記の事業者ウェブサイトでは令和5年9月10日まで閲覧できます。

時間

午前8時30分から午後5時15分まで

場所

環境管理課
姉崎支所
有秋支所

インターネットによる公表

> 事業者ウェブサイト (<https://www.cspower.co.jp/>)

意見書の様式

「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書 (再手続版)」

ご意見記入用紙

「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書 (再手続版)」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面にてご意見をお寄せください。

○意見書の郵送先 〒130-0022

東京都墨田区江東橋 4-29-12 あいおいニッセイ同和損保錦糸町ビル 7 階
株式会社千葉袖ヶ浦パワー 宛

○意見書の提出期限 2023 年 9 月 10 日(日) [消印有効]

意 見 書

2023 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	〒
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の 環 境 の 保 全 の 見 地 か ら の ご 意 見 〔日本語により意見の理由を含め て記載してください。〕	

注：1. 環境影響評価法第 8 条第 2 項に基づき、お名前、ご住所の記入は必須です。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。

3. ご記入頂いた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きにのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

4. 弊社は個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入頂いた意見内容に限っては公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

第2章 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は19件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が6件であった。

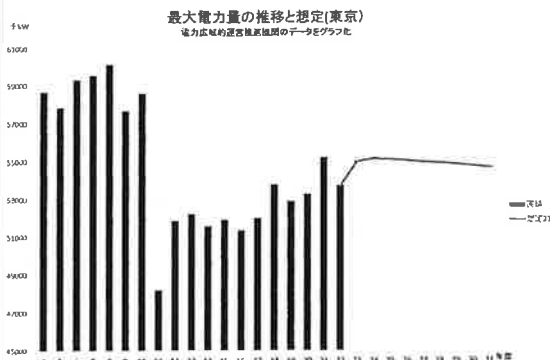
「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文どおり記載した。（一部の図表等については、著作権の観点から不掲載とし、その旨を注釈で記載した。）

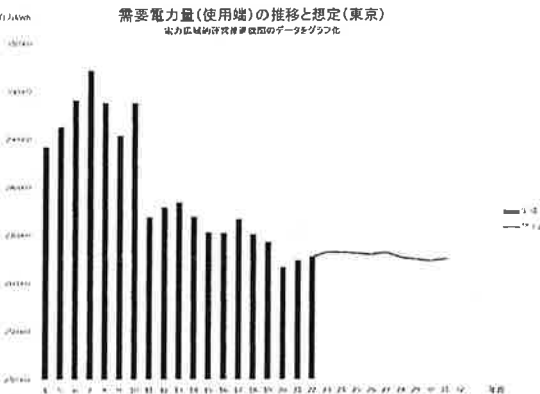
環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 事業計画

No.	一般の意見	事業者の見解
1	対象事業の目的には「2022 年 3 月、東北、東京エリアで電力需給ひっ迫警報が発令され、6 月には東京エリアで電力需給ひっ迫警報が発令され、供給力不足の問題が顕在化している」とあります。2022 年のことであり、2029 年以降にどう関連するのでしょうか。2022 年の地震による大規模停電の事象は、首都圏に社会機能が一極集中し、電源も過度に集中立地していることです。千葉県内でも約 2000 万 kW の電源があります。分散型社会に移行すべきです。 本当に供給力不足が 2029 年以降に起こるのでしょうか。釈明してください。	短期的な需給ひっ迫の状況については、「今夏の電力需給及び冬季の見通しについて」（資源エネルギー庁、令和 5 年）によれば、令和 5 年度夏季は、東京エリアでの休止電源の稼働、ディマンド・リスポンス（DR）、電源 I' の発動（一般送配電事業者が確保している電源の稼働）等の追加供給力対策に加え、需要側の対策として節電要請等を実施した、とされています。 また、中長期的な需給ひっ迫の状況については、「長期脱炭素電源オークションの概要について（応札年度：2023 年度実施分）」（電力広域的運営推進機関、令和 5 年 6 月）によれば、電源投資が適切なタイミングで行われず電源の新設・リプレース等が十分にされない状態で、既存発電所が閉鎖されていく事が考えられ、中長期的に供給力不足が顕在化し、電気料金が高止まりする問題等が生じる、とされています。このため同制度では、電力需給ひっ迫防止の観点から、2050 年までに脱炭素化することを前提に合計 600 万 kW の LNG 専焼火力（新設・リプレース）を募集することとなっております。 これらのことから、現時点でもなお、供給力不足による対策が必要な状況であり、中長期的にも供給力不足のリスクは大きいと想定されていることから、需給状況の改善に向けた様々な施策が検討されているものと認識しております。
2	2023 年度、電力広域的運営推進機関の供給計画では、全国規模では「8 月の最大 3 日電力は、2023 年度から 2032 年度まで年平均 0.1%の減少。年間需要電力も年平均 0.1%の減少」となっており、その理由を「2023・2024 年度については経済活動の回復に伴い増加が続く一方、2025 年度から若干であるが減少傾向の見通しとしている理由は、経済規模の拡大や電化の進展などの増加影響よりも、人口減少や省エネの進展などの影響が大きいと考えたためである」としています。電力需要の今後は、横ばいで判断すべきです。 供給区域・東京の需要想定(2023 年 1 月)によれば、最大電力量（送電端）需要電力量（使用端）とも横ばい、状態が続くとされています。電力需要面から考えて、なぜ袖ヶ浦に発電所が必要であるのか、説明してください。	「全国及び供給区域ごとの需要想定」（電力広域的運営推進機関、2023 年）によれば、供給区域（東京）の需要電力量は、2022 年度から 2032 年度はほぼ横ばいで推移すること、また「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」によれば、2030 年度における電源構成は、LNG が 20%程度に維持されることが想定されております。 これらのことから、現状に対して電力需要及び総発電電力量に対する火力電源の構成比率は増加しないと想定され、一般的に現在運用されている火力発電所の平均熱効率よりも高効率な発電設備を導入すれば、日本全体の電力需要を賄うための発電電力量当たりの二酸化炭素排出量の低減に貢献でき、電力業界としての二酸化炭素発生量は低減されます。 そのため本事業は、高効率な発電設備の導入により、日本全体としての二酸化炭素排出量の低減に寄与できるものと考えております。 なお、本事業により新設する発電設備は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」に基づき、BAT の参考表【令和 4 年 9 月時点】に掲載されている「(B) 商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」以上の技術を有するコンバインドサイクル発電方式を採用する計画としております。 また、本事業は発電設備の設置に必要な面積が



1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	需要電力量(使用端)の推移と想定(東京) 電力広域的運営推進機関のデータとグラフ化 	確保できる敷地、LNG の受け入れ態勢、送電線への接続、工業用水の整備等、発電所に必要なインフラが揃っており、大規模な電力需要地に近い袖ヶ浦市中袖において高効率な発電設備を導入することで、既存インフラを有効利用し、工事の実施における環境影響の低減と競争力の高い発電事業が可能であると考えております。
3	平成 27 年、御社による石炭火力発電所の建設計画の環境影響評価配慮書の手続きが始まり、その後石炭を燃料とする計画を中止とする判断をされたことは、英断だったと高く評価しています。 その後、世界各地の異常気象の多発が示す通り、地球温暖化による気候変動は予測を上回る勢いで悪化していることは明らかです。世界全体の排出をいかに 2030 年までに大幅に削減するかが将来の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えられるかの鍵だと言われ、2030 年の排出削減目標をさらに引き上げることが各国に求められているところです。 ① 燃料種がガスであることについて 気候変動問題が極めて深刻化し、地球の平均気温上昇を 1.5℃に抑えるためのカーボンバジェット(炭素予算)をあとわずかで使いきってしまうと言われる中、石炭計画を中止した敷地で、あらためて天然ガス火力発電所の計画が示されたことは大変残念です。天然ガスは、石炭より単位あたりの CO₂ 排出が少ないとはいえ、大量の CO₂ を排出する発電所であることにかわりありません。気候危機時代にとるべき対策とは逆行する計画です。すでに太陽光や風力などの発電コストが火力発電よりも安くなる中、電気は 100%再エネを目指すべきであり、多くの人が再エネ電気を求める傾向は高まっていくでしょう。しかも、世界情勢に左右される LNG 価格は、今後も乱高下することが予想されるため、LNG 火力で採算をとることが厳しいだけでなく、安定した価格で電力を供給することは難しいと考えられます。 ② 基本的な発電設備が変更されず CO₂ 排出は増加する 今回の方法書は、昨年に提示された準備書を撤回し、あらためて冷却方法を空冷式に切り替えた上での方法書ですが、設備容量自体は変えておらず、65 万 kW を 3 基(計 195 万 kW) 建設するものです。燃料は LNG のまま、設備利用率を 90%と想定し、天然ガスを年間約 175 万トンも使用することを前提としており、CO₂ の排出量は年間 400 万ト	(事業の目的について) 地球温暖化は喫緊の課題であり、その対策として再生可能エネルギー電源の主力電源化に向けての制度創設等により国として普及促進に取り組んでいるものと認識しております。 この中で、出力が不安定な再生可能エネルギーの主力電源化と同時に、時々刻々変化する需要に対して安定的な電力供給を実現するためには、需給バランス調整のために火力電源も必要な電源となります。 令和 3 年 10 月に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」では、S + 3 E を基本方針としながら 2030 年の新たな温室効果ガス削減目標を目指し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた火力調整力の確保とともに、安定供給の確保を前提として火力の競争力の強化や経済効率性の向上に取り組んでいくこと等が挙げられていることから、本事業はエネルギー基本計画の実現に寄与するものと考えております。 また、将来的な火力のカーボンニュートラルの実現に向けてガスタービンは水素混焼にも対応可能な最新機種を採用する他、CCS (Carbon dioxide Capture and Storage)、e-methane (合成メタン) 等を含め、あらゆる選択肢を除外せずに検討を継続的に進めていく計画としています。 (燃料について) 国際的にも LNG は今後も必要なエネルギーであるとされており、米国、豪州、カタール等で多数の LNG プロジェクトが進行していることから、中長期的にも LNG の需要に対して必要な供給能力が確保されるものと考えております。 また、「令和 4 年度エネルギーに関する年次報告(エネルギー白書 2023)」(資源エネルギー庁、令和 5 年)によれば、日本向けの LNG 価格は原油価格連動型の長期契約が 7~8 割を占めると共に、令和 4 年度の LNG 輸入先及び輸入割合(速報値)は、豪州(42.7%)、マレーシア(16.7%)、ロシア(9.5%)、米国(5.7%)、パプアニューギニア(5.3%)等、多様な地域から日本に輸入されてお

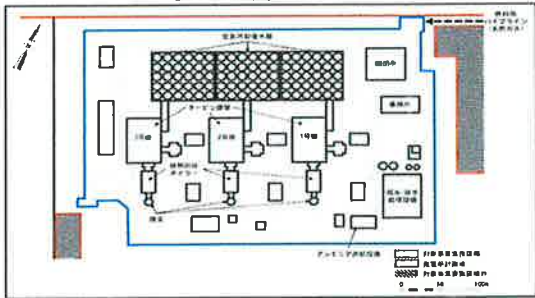
1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	ン以上にのぼると推計されます。 また、本計画の営業運転開始は 2029 年から 2030 年度とされており、世界的に大幅な CO₂ 削減が実現しなければならないタイミングで大量の CO₂ を排出することになります。既存の火力発電所（老朽化した石炭あるいはガス火力）の削減との相殺が確実ではない中、追加的に CO₂ 排出をすることになる本計画は中止すべきです。 ③ 排出係数について 方法書には、2030 年に向けた中期目標として、本計画が「電力業界全体の排出原単位の削減に貢献すると考えている」と書かれています。しかし、電力業界全体の 2030 年の原単位目標は 0.25kg/kWh であり、②に記したように既存の火力発電所の大規模な廃止なくしてこの数字の達成は困難です。よって、石炭より高効率であるとはいえ、新たなガス火力を建設することは、貢献どころか原単位を増やすこととなります。排出原単位の削減に貢献すると明記するのであれば、2030 年の原単位目標 0.25kg/kWh に貢献するとする具体的な根拠を示してください。 ④ G7 合意など国際合意との整合 今年 2023 年に開催された G7 広島サミットでは、「2035 年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図る」こと、「遅くとも 2050 年までにエネルギーシステムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書（コミュニケ）が合意されました。2030 年に稼働する予定の新規 LNG 火力発電所を建設することがこの合意に整合しているとは言えません。 ⑤ 2050 年目標と水素混焼 方法書では、「2050 年に向けた長期計画」として、「現時点で発電事業者として実装可能な対応として、本事業においては実証段階にある水素混焼が可能な最新のガスタービンを採用し、（中略）水素混焼に対応可能な発電設備とする計画である」としています。しかし、水素の「専焼」ではなく「混焼」では、ゼロエミッションになっていません。また、水素は、水を再エネ電気分解する「グリーン水素」でなければ CO₂ 排出量を完全にゼロにすることはできません。グリーン水素の必要量の確保ができない場合、化石燃料由来のグレー水素を使用したのでは、水素を専焼させたとしてもライフサイクルを見たときにゼロエミッションにはなりません。グリーン水素の製造は、再エネの余剰電力が大量にあることが大前提となります。その点から考えても天然ガス火力を新設し、そこで燃焼するための水素を確保することは合理的ではありません。火力の新設ではなく、再エネへの大規模な転換に投資を集中することで、より持続可能なエネルギーの供給を目指すべきで	ります。 これら、長期的な LNG 供給能力が確保されていること、LNG の需給状況等による価格変動の影響は受けにくいこと、地政学的リスクも低いことから、LNG は将来的に安定的な価格が見込めるものと考えております。 （二酸化炭素について） 一般的に現在運用されている火力発電所の平均熱効率よりも高効率な発電設備を導入すれば、日本全体の電力需要を賄うための発電電力量当たりの二酸化炭素排出量の低減に貢献でき、電力業界としての二酸化炭素発生量は低減されます。 そのため本事業は、高効率な発電設備の導入により、日本全体としての二酸化炭素排出量の低減に寄与できるものと考えております。 （排出係数について） 二酸化炭素の排出については、発電事業者には「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）（以下「省エネ法」という。）に基づき定められる最新の基準により、新設時の発電効率及び運用時の発電効率達成率（ベンチマーク）等が求められております。一方、小売電気事業者には「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律第 72 号）（以下「高度化法」という。）により自らが供給する電気の非化石電源比率を令和 12 年度に 44%以上とすること等が求められております。 また、自主的枠組みでは、小売電気事業者や一般送配電事業者等で構成される「電気事業低炭素社会協議会」の会員事業者全体で、政府が示す野心的な「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」に基づく国全体の排出係数の実現を目指しており、この見通しが実現した場合には国全体での排出係数が 0.25kg-CO₂/kWh になることが示されております。 これらのことから、発電事業者である当社は、省エネ法に基づき火力発電に係る新設基準及び運用時におけるベンチマーク指標の達成について確実に遵守するとともに、可能な限り排出係数が小さい電力を自主的枠組みに参加する電気事業者へ供給することで、国全体の二酸化炭素排出削減に取り組む所存です。 （国際的な合意との整合について） 「G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月 20 日）」によれば、以下のとおりとされています。 ・ 摂氏 1.5 度への道筋及び 2035 年までの電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化という我々の全体的な目標と一致する場合、ゼロ・エミッション火力発電に向けて取り組むために、電力セクターで低炭素及び再生可能エネルギー

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	はないでしょうか。	由来の水素並びにその派生物の使用を検討している国があることにも留意する。 ・2035年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成及び気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行うというコミットメントを再確認し、他の国にも参画することを求める。 これらのことから、本事業は将来的な水素混焼や脱炭素化を目指し最新鋭の天然ガス火力発電設備の新設を計画しており、カーボンニュートラルの実現に向けて検討を継続的に進めてまいります。 (火力発電の脱炭素化について) 国が策定したカーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略に基づき、電力部門ではあらゆる選択肢を追求するとし、再生可能エネルギー、水素発電、火力+CO₂回収、原子力の各分野での課題に対して、国や企業で解決に向けて取り組みを行っております。 この内、水素発電は、現時点では燃料の経済性・信頼性の確保や、製造・輸送・貯蔵のインフラ整備等の課題があり供給体制が整っていないため、商用運転における大型ガスタービンでの天然ガスと水素の混焼は、国内外問わず実施可能な状況にまで至っていません。 そのため、本事業の運転開始時においては天然ガスを燃料に用いる計画ですが、現時点で当社が取り組める対応として、ガスタービンは水素混焼にも対応可能な最新機種を採用し、水素インフラ整備後には発電設備の大規模な工事を必要とせずに混焼を可能とする計画としております。 また、CO₂回収及び貯留を行うCCS (Carbon dioxide Capture and Storage) については、現時点では二酸化炭素の分離・回収のための所内電力による送電端発電効率の低下や広大な設備設置面積の確保が必要といった課題があるとともに、貯留の面でも適地の有無、安全・安定な貯留技術の開発、社会的受容性の確保等、様々な課題があり、開発途上の技術であると認識しております。 これらの現状を踏まえ、将来的な火力のカーボンニュートラルの実現に向けては水素の混焼及び将来的な専焼への対応、CCSの他、e-methane (合成メタン) 等を含め、あらゆる選択肢を除外せずに検討を継続的に進めてまいります。

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
4	環境影響評価方法書（再手続版）〔要約書〕から配置図から 1. 配置図から判断できること CCS装置の場所はどこですか？  CCS 機器はこの配置図のどこに配置するのでしょうか？ 吸収器、分離器、CO2 タンクなど相当な面積を占める訳ですが敷地をみますとそのゆとりはないように見えます。e-メタンや水素は東京ガスのLNG 基地や富士石油からパイプラインで引き入れるなら大きな敷地は必要ないと理解できますがCCS となれば広い場所を取ると思いますので配置計画を教えてください 2. メタネーション（e-メタン） CCS 装置で獲得したCO2 を液化してタンカーで運搬、水素と合成して液化メタンとする。実験室、横浜市での御社の実証実験から仕組みとしてできることは他の重工業会社の記事でも理解できますが問題はコストの面がとても気になっています。 また compass2030 にも構想が書いてあります。実現したら素晴らしいと思います。 でも、電力価格が有り余る再エネ電気下がっていくとわざわざe-メタンを使う局面が減る気がします。 家庭用ガスも新築住宅ではオール電化の割合が増えていった場合、減るガス利用者のためにぼう大な長さのガス管維持コストと見合わないタイミングが来る感じもしてしまいます。 実験レベルでは炭酸水から光触媒で一気にメタンを合成することで安価にe-メタンが出来れば私たちにとっても安心安全安価なエネルギーとして素晴らしいし、田舎に住む人はプロパンガスや石油が必要です。ですから炭化水素の光合成は必須の技術と理解するのですが今はその判断ができないので東京ガス頑張れとしか言いようがないと思います。 一方、より現実的な再エネ開発にもっと投資してくださいと応援メッセージも合わせて送ります。	国が策定したカーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略に基づき、電力部門ではあらゆる選択肢を追求するとし、再生可能エネルギー、水素発電、火力+CO2回収、原子力の各分野での課題に対して、国や企業で解決に向けて取り組みを行っております。 この内、水素発電は、現時点では燃料の経済性・信頼性の確保や、製造・輸送・貯蔵のインフラ整備等の課題があり供給体制が整っていないため、商用運転における大型ガスタービンでの天然ガスと水素の混焼は、国内外問わず実施可能な状況にまで至っていません。 そのため、本事業の運転開始時においては天然ガスを燃料に用いる計画ですが、現時点で当社が取り組める対応として、ガスタービンは水素混焼にも対応可能な最新機種を採用し、水素インフラ整備後には発電設備の大規模な工事を必要とせず混焼を可能とする計画としております。 また、CO2 回収及び貯留を行う CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）については、現時点では二酸化炭素の分離・回収のための所内電力による送電端発電効率の低下や広大な設備設置面積の確保が必要といった課題があるとともに、貯留の面でも適地の有無、安全・安定な貯留技術の開発、社会的受容性の確保等、様々な課題があり、開発途上の技術であると認識しております。 これらの現状を踏まえ、将来的な火力のカーボンニュートラルの実現に向けては水素の混焼及び将来的な専焼への対応、CCS の他、e-methane（合成メタン）等を含め、あらゆる選択肢を除外せずに検討を継続的に進めてまいります。

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
5	環境影響評価方法書（再手続版）〔要約書〕 1 2 ページの 火力空冷化アセスで感ずること、失ったもの、 失うものの価値 石炭火力建設計画の時の意見書に温排水を海の 流すことの弊害と社会的な損失について書きました。 燃料が天然ガスに代わっても相変わらず温排水 影響について配慮がされてなかったので同じ意見 を書きました。 しかし漁民の反対を受けて空冷式に変わったこ とで感ずること、これから目指す方向性について 意見を申し上げますので千葉袖ヶ浦パワー社の皆 様のみならず東京ガスの経営者の皆さんにもこの 内容をお伝えして欲しいと思います。 この意見書は建設計画にまつわる視点から書い ています、方法書そのものへの意見は別紙にそれ ぞれ記載します。 火力空冷化アセスで感ずること、失ったもの失 うものの価値 1. 自然は誰のものか はっきり言えば蒸気タービンを使う火力発電所 を建設しようとするものにとって行政が特に制限 していなければ海を多少汚そうが魚が減ろうが問 題ないと言う気持ちがあると見えます。 行政も入口海水温＋7℃以内で排水すると書い てさえいれば審議会で委員はなにも言わない、建 設する企業の感覚は“海は誰のものでもない”と 言う考えで、漁協には補償金払えば文句ないだろ うと未来の人権と時代の変化を軽視した自分中心 の考えと感ずるのです。 空冷式冷却になったことで一安心ではありますが がCO2 排出する設備であることと事業継続性は心 配の種 環境の価値という側面で考えて欲しい 建設する会社の家族も海を見てさわやかーと言 い深呼吸をする、広々とした海面に輝く朝日・夕 日に感激する。小さなカニを捕まえて興奮する子 供、この安らぎ、感激、興奮はディズニーランド では得られない。 もし思わず深呼吸する空気と景色をもし人工的 につくるとしたらいくらかかるだろう、失ってか ら感激する海面に輝く太陽の風景を得るにはいく らかかるだろう？ 遠いところまで行かねばなるま い、交通費と宿泊費が必要だ。そして感激する人 数と永久的な年数を掛け算すればいくらになる か？ と考えたことがあるだろうか？ 目の前の東京湾の魚を漁民が捕ってスーパーで 売られることの安心感 昔（私が30歳のころまで約45年以前）南袖 には自由に海に入ることのできる浜があった。そ	（事業の目的について） 地球温暖化は喫緊の課題であり、その対策とし て再生可能エネルギー電源の主力電源化に向け ての制度創設等により国として普及促進に取り組 んでいるものと認識しております。 この中で、出力が不安定な再生可能エネルギー の主力電源化と同時に、時々刻々変化する需要に 対して安定的な電力供給を実現するためには、需 給バランス調整のために火力電源も必要な電源と なります。 そのため、当社では、出資会社を通じてより多 くのお客様に安価かつ環境負荷の小さい電気を安 定してお届けすることを目的に、最新のコンバイ ンドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所 の新設を計画しております。 令和3年10月に閣議決定された国の「エネル ギー基本計画」では、S＋3Eを基本方針としな がら2030年の新たな温室効果ガス削減目標を目 指し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた 火力調整力の確保とともに、安定供給の確保を前提 として火力の競争力の強化や経済効率性の向上に 取り組んでいくこと等が挙げられていることから も、本事業はエネルギー基本計画の実現に寄与す るものと考えております。 また、本事業の実施に当たっては、環境影響評 価手続で皆様から頂いたご意見を踏まえ、可能 限り環境影響の低減に努めてまいります。 （二酸化炭素について） 「全国及び供給区域ごとの需要想定」によれば、 供給区域（東京）の需要電力量は、2022年度から 2032年度はほぼ横ばいで推移すること、また「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資 料）」によれば、2030年度における電源構成は、 LNGが20%程度に維持されることが想定されて おります。 これらのことから、現状に対して電力需要及び 総発電電力量に対する火力電源の構成比率は増加 しないと想定され、一般的に現在運用されている 火力発電所の平均熱効率よりも高効率な発電設備 を導入すれば、日本全体の電力需要を賄うための 発電電力量当たりの二酸化炭素排出量の低減に貢 献でき、電力業界としての二酸化炭素の発生量は 低減されます。 そのため本事業は、高効率な発電設備の導入に より、日本全体としての二酸化炭素排出量の低減 に寄与できるものと考えております。 なお、本事業により新設する発電設備は、「東京 電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取 りまとめ」に基づき、BATの参考表【令和4年9 月時点】に掲載されている「(B) 商用プラントと しての採用が決定し環境アセスメント手続に入 っている発電技術」以上の技術を有するコンバイ ンドサイクル発電方式を採用する計画としておりま す。

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	ここにバケツを持って砂の中に素手を入れるとアサリが手に当たる。手を熊手にして貝を捕り、逃げるタコやシャコ、カニも素手で獲れた。 今はほぼ全滅、少なくなって、もはや誰も海に入ろうとしない、そんな海になってしまった。 そしてスーパーの魚売り場、長崎産、海外産ばかり並ぶようになった。青魚の千葉県産は銚子 当然、海の恵みで生活していた漁民は後悔した。目先の漁業補償金で海を売るのはなかったと、でも目の前の生活は苦しい さらに海を売って漁業をやめよう と思う人もいる。 でも海が痩せ、死んだ理由が火力発電所の温排水と CO2 による温暖化と知らない人はもはや皆無姉ヶ崎、袖ヶ浦も、目先の補償金に負けて失った価値の大きさを知った。すでになんにも言える事はない そこに新たな建設計画が起こって。漁民は失うものが大きいことを過去の経験から見えていた。だから反対し空気冷却式になったがこれで温暖化と海水温上昇が止まるわけではない。 一般人は知識がある人以外、失うものの大きさを予測できないし、若い人は過去を知らないのになにも言えない、分らない。 誰かからこの海で50cmの魚を手でつかんで捕ったものだ！と言われても想像もできないし実感がない。 このように環境というものは失ってすら、その価値の大きさは分からないものなのです。 私はタコもシャコも大きな魚も素手で捕ったし、埋められる前の海も埋めた後の風景や海も知っているの失うものが大きく、簡単に復元できないものであることを体で理解している。 もう一度地元スーパーで地元産の立派なアサリや魚が安価に並ぶようになったらどれほど安心だろうかと思うのです。	また、設備の運転開始後におきましては、適切な運転管理及び維持管理を行い、発電効率の維持に努めてまいります。 (火力発電の脱炭素化について) 国が策定したカーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略に基づき、電力部門ではあらゆる選択肢を追求するとし、再生可能エネルギー、水素発電、火力+CO₂回収、原子力の各分野での課題に対して、国や企業で解決に向けて取り組みを行っております。 この内、水素発電は、現時点では燃料の経済性・信頼性の確保や、製造・輸送・貯蔵のインフラ整備等の課題があり供給体制が整っていないため、商用運転における大型ガスタービンでの天然ガスと水素の混焼は、国内外問わず実施可能な状況にまで至っていません。 そのため、本事業の運転開始時においては天然ガスを燃料に用いる計画ですが、現時点で当社が取り組める対応として、ガスタービンは水素混焼にも対応可能な最新機種を採用し、水素インフラ整備後には発電設備の大規模な工事を必要とせず混焼を可能とする計画としております。 また、CO₂ 回収及び貯留を行う CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) については、現時点では二酸化炭素の分離・回収のための所内電力による送電端発電効率の低下や広大な設備設置面積の確保が必要といった課題があるとともに、貯留の面でも適地の有無、安全・安定な貯留技術の開発、社会的受容性の確保等、様々な課題があり、開発途上の技術であると認識しております。 これらの現状を踏まえ、将来的な火力のカーボンニュートラルの実現に向けては水素の混焼及び専焼への対応、CCS の他、e-methane (合成メタン) 等を含め、あらゆる選択肢を除外せずに検討を継続的に進めてまいります。
	2. 過去、経験したことのない世界に突き進む人類、建設会社 そもそもこの計画は未来の電力需要に沿った選択なのだろうか 東京電力 (JERA) 、IPOWER、東京ガス、、、多くの事業者の環境アセスメント資料を見ました。説明会に参加もしました。燃料は石炭、天然ガス、でもすべて言うことは同じです。 ①できる範囲で環境に配慮している。 と言う ②最新鋭の石炭火力、高効率のガスタービンコンバインドだから古い低効率の火力に代わって運転されるから CO2 排出量は減るという たしかに新鋭火力の系統入りで更新時期の老朽火力の停止もあるが、再エネの普及、高齢化など社会の変化、住宅の高断熱化、省エネ設備との更新、工場・商店などで LED 電灯採用などの省エネ効果が大きいのではないだろうか？ とりわけ好	

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解																								
	天の日は太陽光電力の威力に驚くのではないのでしょうか？ その電力需要の低下は九州電力、四国電力のような小さな電力圏で JEPX 価格低下として現れている。 https://www.jepx.info/spot?date=2023%2F07%2F11 から検索し引用 寒い2月で日射が弱くても1円以下にまで下がる 注：意見書にはこちらへ資料の貼付がありましたが、著作権の観点から記載しませんでした。資料の内容は、2023年2月15日における九州エリアの日間スポット市場価格のグラフでした。 注：意見書にはこちらへ資料の貼付がありましたが、著作権の観点から記載しませんでした。資料の内容は、2023年5月10日における九州エリアの日間スポット市場価格のグラフでした。 4月5月は電力需要低く太陽光発電効率高い特別な期間ではあるが日中の価格が1円以下で日中継続 真夏は電力需要が高く、太陽光パネルが高温になって効率低下それでも1円以下に下がる 年々この傾向は他の電力圏でも起きている 注：意見書にはこちらへ資料の貼付がありましたが、著作権の観点から記載しませんでした。資料の内容は、2023年7月11日における九州エリアの日間スポット市場価格のグラフでした。 大電力需要の東京電力圏内はシステム価格をすべての時間軸で上回っている。福島県沖地震（2022年3月16日）での10か所の発電所停止、損傷とかないうり電力需要の逼迫は起こらないと見え 今後は電力会社間の連携線改善で九州電力の方向に低位安定化するものと思われる。 注：意見書にはこちらへ資料の貼付がありましたが、著作権の観点から記載しませんでした。資料の内容は、2023年7月11日における東京エリアの日間スポット市場価格のグラフでした。 このような電力需要の頭打ちで火力発電所を増やせば、悪化する経営環境と CO2 増加 <u>採算性に疑問を持って離れた九州電力は再度、計画に参画するだろうか？いずれ関東・関西も九州電力のようになると見ているのであれば参画しない、再エネは増えないと見ているなら参画するはず</u> ついに中部電力も北陸電力も出力制限を実施しました。東京電力も時間の問題、九電は参加要請があれば 自然災害による保険金支払額のランキング <table><thead><tr><th>順位</th><th>自然災害による保険金支払額</th><th>発生年月日</th><th>金額(億円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>東日本大震災</td><td>2011年3月11日</td><td>12833</td></tr><tr><td>2</td><td>平成30年台風21号</td><td>2018年9月</td><td>10678</td></tr><tr><td>3</td><td>令和元年東日本台風</td><td>2019年10月</td><td>5826</td></tr><tr><td>4</td><td>平成3年台風19号</td><td>1991年9月</td><td>5680</td></tr><tr><td>5</td><td>令和元年房総半島台風</td><td>2019年9月</td><td>4656</td></tr></tbody></table> 読売新聞2019年9月21日 国土交通省は21日、2019年10月の台風19号による被害総額が約1兆8600億円（暫定値）にのぼったと発表した。津波を除く水害の被害としては、1961年の統計開始以来で最も多い。 全国で19年に起きた水害の被害総額も約2兆1500億円（暫定値）で、統計開始以来最多となった 技術支援、運転管理支援で参加しても利益を期待しての建設参加・投資はするのだろうか？ もはや、小学校高学年、80歳のじいちゃん、ばあちゃんも知った気候変動の原因はCO2の増加であること 世界中で起きている災害はテレビでみんな見ているので紹介するまでもなく安心安全	順位	自然災害による保険金支払額	発生年月日	金額(億円)	1	東日本大震災	2011年3月11日	12833	2	平成30年台風21号	2018年9月	10678	3	令和元年東日本台風	2019年10月	5826	4	平成3年台風19号	1991年9月	5680	5	令和元年房総半島台風	2019年9月	4656	前頁と同じ
順位	自然災害による保険金支払額	発生年月日	金額(億円)																							
1	東日本大震災	2011年3月11日	12833																							
2	平成30年台風21号	2018年9月	10678																							
3	令和元年東日本台風	2019年10月	5826																							
4	平成3年台風19号	1991年9月	5680																							
5	令和元年房総半島台風	2019年9月	4656																							

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	な世界を求める。 要はこのように中でガス火力が再エネとベストコンビであるのかどうか、世界が再エネ電力に向かっているのに古典的な火力発電所建設投資で大丈夫なのかということです。 社会に求められることは真の電力安定化と安価で安心なシステム 三菱重工は再エネ+蓄電池+水素で電力保存を提案している。 アメリカのゴールドラッシュで儲けたのはクリーニング店 有名な米国カリフォルニアのゴールドラッシュ、1800中ごろに一攫千金を目指して人々は殺到、稼いだ人もいるが結局、破産した会社や人も多い でもクリーニング屋さんはしっかりと稼ぎ、ラッシュの終わりの前に会社をたたんだと言う この話は火力発電時代の終わりの始まりから建設を開始する東京ガスにはどう響くのでしょうか？ “いや、まだ金鉱が眠っているから大丈夫”と言うのであろうか？ 目標 500 万件の電力契約者が再エネ電気を選んで買う時代は来ないのだろうか？ 2029年に1号機運転、2号、3号運転は2030年で日本の約束2030年排出半減の年である。 国民は口には出さないが毎年の猛暑から安心な再エネの普及を望んでいます。経団連の手伝いの経産省すら “東京ガスさん大丈夫ですか？”と心配しているでしょう このような世の中の趨勢のなかで三菱商事などは風力発電と水素に投資し、三菱重工にもこんな記事がある。 https://power.mhi.com/jp/products/storing-wind-and-solar-energy 注：意見書にはこちらへ資料の貼付がありましたが、著作権の観点から記載しませんでした。資料の内容は、三菱重工業株式会社の蓄電・蓄エネルギー設備の外観画像でした。 https://www.changeinpower.com/our-solutions/storing-energy/ 内容は <u>再エネは需要と断続的な供給を一致させるために、実用規模のエネルギー貯蔵は重要なカギである。</u> 三菱パワーのエンドツーエンドの再生可能エネルギー ソリューションは、豊富なエネルギー貯蔵への道を開きます。この貯蔵により、再生可能エネルギーの使用を数時間、数日、数週間、さらには季節ごとにシフトすることで、脱炭素化された電力網への道が可能になります。と言う意味を述べています。 やく10年前、猫も杓子も石炭火力に突き進んだ、そして現在、この先の10年20年どんな環境とビジネスの世界になっているのであろうか？ 私たち袖ヶ浦市の市民はそこが心配なのです。<u>袖ヶ浦市、周辺企業の脱炭素はどの会社が請け負うのあろうか</u>、いま電力業界でない東急不動産のような企業が蓄電にも参入しています。ゴールドラッシュと見ているのかもしれない 3. 温排水も CO2 も出さないものに投資して世界を守ってほしい <u>火力発電所に使うお金をメタネーションでもなんでもできるように再エネを有り余るまで増やすことが今一番 東京ガスが行うべきことです。</u> 結局、再エネ水素の価格が安くなければ、そして大量になれば話はなにも進みませんし 国内企業も PPA とかで初期費用なしでしかも導入時点から安価で安定な電力入手と脱炭素での企業価値向上を望んでいます。 すぐ上に書いたように電力業界でない企業が参入し西部開拓している。本業の東京ガスが過去の技術に固執する東京電力のようになることで未来が開けるのだろうか 契約者数350万件達成、500万件の目標は東京電力のわだちにはまるかも？ ここもポイントではないでしょうか？	前頁と同じ

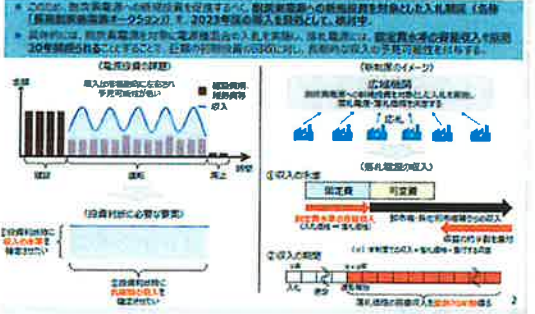
1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
6	環境影響評価方法書（再手続版）〔要約書〕 6 ページの また、令和 4 年 3 月に電力需給ひっ迫警報が東京・東北エリアで発令され、6 月には電力需給ひっ迫注意報が東京エリアで継続して発令される等、供給力不足の問題が顕在化している。 これらのことから、我が国特有の地政学リスク、国家間・企業間の競争の本格化、電力政策における安定供給性などを踏まえ、環境負荷が小さく、競争力の高い電気を安定的に供給することが不可欠である。 次ページに電力逼迫は一時の現象で恒久的ではないという意見 環境負荷を下げる生活を書きます。 1. 電力逼迫 のいうことへの意見 これは 2022 年 3 月 16 日（水）福島県を震源とする最大震度 6 強の地震が発生したことで次ページのように東北電力の火力停止（深刻な故障）が発生しました。 この修理に時間がかかったことのみでなく東京電力は姉崎火力の 5 号、6 号の維持管理をサバタージュしていたことを棚に上げて経産省と一緒にマスコミに電力不足を大規模に宣伝しました。 私は発電所の近くに住んでいますので 2022 年の前も電力逼迫との宣伝とは裏腹に運転されていませんでした。サバタージュ状態の設備を運転再開するには費用と時間がかかるからで経産省から発破をかけられてようやく 5 号が短期間運転したのを見ています。 経産省はマスコミ宣伝とつじつまがあうようにしないといけないと東電に要請したと想像します。 そして、これは海岸沿いに存在する大規模な発電所で事故があれば広域に停電が発生すること、ブラックアウトが発生する危険が 1 電力会社だけでなく広域に問題が起きることを示して、送電網の根本的な改革と総発電の完全分離と分散電源の強化が必要なことを教えてくれました。 2. 被害を受けた主要な発電所の概要  そして現在は姉崎火力の更新工事は完了、1, 2, 3 号の 195 万 kW は運転入りになっていますし、五井火力の 235 万 kW もタービン建屋もほぼ完成し近い将来試運転に入るでしょう	（需給ひっ迫について） 短期的な需給ひっ迫の状況については、「今夏の電力需給及び冬季の見通しについて」によれば、令和 5 年度夏季は、東京エリアでの休止電源の稼働、ディマンド・リスポンス（DR）、電源 I' の発動（一般送配電事業者が確保している電源の稼働）等の追加供給力対策に加え、需要側の対策として節電要請等を実施した、とされています。 また、中長期的な需給ひっ迫の状況については、「長期脱炭素電源オークションの概要について（応札年度：2023 年度実施分）」によれば、電源投資が適切なタイミングで行われず電源の新設・リプレース等が十分にされない状態で、既存発電所が閉鎖されていく事が考えられ、中長期的に供給力不足が顕在化し、電気料金が高止まりする問題等が生じる、とされています。このため同制度では、電力需給ひっ迫防止の観点から、2050 年までに脱炭素化することを前提に合計 600 万 kW の LNG 専焼火力（新設・リプレース）を募集することとなっております。 これらのことから、現時点でもなお、供給力不足による対策が必要な状況であり、中長期的にも供給力不足のリスクは大きいと想定されていることから、需給状況の改善に向けた様々な施策が検討されているものと認識しております。 （長期脱炭素電源オークションについて） 「長期脱炭素電源オークションの概要について（応札年度：2023 年度実施分）」によれば、長期脱炭素電源オークション導入の背景・目的は、以下のとおり挙げられています。 ・小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による、卸電力市場の取引拡大・市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されています。 ・電源投資が適切なタイミングで行われないと、電源の新設・リプレース等が十分にされない状態で、既存発電所が閉鎖されていく事が考えられます。 ・その結果、中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発に一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。 ・日本が実現を目指している 2050 年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素電源による供給力等の確保が必要であり、そのためには脱炭素電源への新規投資を促していくことが重要とされています。 ・新規電源の投資にあたっては、長期にわたる投資回収可能な水準の収入の予見性が求められます。そのため、巨額の初期投資を伴う脱炭素電源の整備を促すためには、事業者に対して既存の制度よりも長期的な投資回収の予見可能性を付与する制度が必要と考えられま

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	さらに横須賀の石炭火力 1 号機も運転入りし、2 号機運転入りも時間の問題です。 南横浜、袖ヶ浦火力が老朽化火力だとしても、人口減予想、再エネ拡大とりわけ風力電力が 2030 年から系統連携してくること、各電力会社間の関係線増強がされてくことと電力需要をシフトする制度と技術が整備されてくことを考えると電力逼迫という言葉はなくなっていくものだと思います。 したがって電力逼迫を建設の根拠理由にはできないとおもいます。 <u>東京ガス社長は九電社長とともに【松永安左エ門】として電力業界再編とりわけ送電網改革を行って欲しい</u> 変わる技術軸 さらに天然資源を輸入することでの価格、為替リスクを考えると今後再エネの有効性が強まることで火力依存度は低下傾向で蓄電、水素などにエネルギー変換して蓄電する畜エネ、VPP など分散・平準化分野が成長分野ではないかと思っています。 週刊ダイヤモンドによれば重工業の発電部門の外国で交渉できる人材は退職していると書かれています。この現象はドイツのシーメンスでも日本同様に火力部門縮小に伴う現象で日本より早くからなっているようです。 このような様変わり局面のなかで今までと同じことをするには相当コスト削減を見込まないといけない訳で 【長期脱炭素電源オークションについて】2023 年 4 月 5 日資源エネルギー庁 の知らせがあって安価に建設できる絶好の機会として決断したと見えます。 2. 環境負荷が少なく競争力のある電気 と述べている部分への意見 実際に家庭に太陽光と蓄電池、電気自動車を設置した友人の話を聞くと東電電気はほとんど買わない。 しかも遠出はしないので電気自動車でガソリン値上げは自分に関係ないと言っています。 こんな人が増えたらどうなるのでしょうか？人も変わるし社会も変化します。雨が降ろうが風が降ろうが会社に行く今までの考えはコロナウイルスが少し変えてくれた。 台風が来て再エネの電気不足の時は休校、工場も休み、こんな悪天候の時は漁や農作業を休む一次産業市民のように二次産業、三次産業市民も電力不足の場合は省エネ営業・生活にする制度 世間ではこれを DR とか電力シフトとかいうようだ、その発展形に変わるだろう そんなときに運転される補助電源・バックアップ電源として火力発電が運転される、そんな時代がくる気がします。 しかも燃料は日ごろ貯めて	す。 ・本オークションは、発電事業者に投資回収の予見可能性（特に初期投資額を含む固定費の回収の予見可能性）を確保することで脱炭素電源への新規投資を着実に促すことにより、以下2点を同時に達成することを目指します。 －中長期的な観点から安定供給上のリスクや価格高騰リスクを抑制すること －2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、需要家に対して、脱炭素電源の供給力の価値を提供すること これらのことから、中長期的にも電力の供給力不足が懸念される背景の元、長期脱炭素電源オークションの制度は、電力の安定供給とカーボンニュートラルの実現を目指すための制度であると認識しております。 なお、令和 6 年 1 月に予定されている第 1 回の長期脱炭素電源オークションへの応札は、順次公開される募集要項や約款を踏まえ検討してまいります。 また、令和 3 年 10 月に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」では、S＋3Eを基本方針としながら 2030 年の新たな温室効果ガス削減目標を目指し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた火力調整力の確保とともに、安定供給の確保を前提として火力の競争力の強化や経済効率性の向上に取り組んでいくこと等が挙げられていることから、長期脱炭素電源オークションの制度に関わらず火力発電は調整電源としての役割も担っていくものと考えております。 （二酸化炭素排出削減の方法について） 需要側での二酸化炭素の排出量削減として、デマンドレスポンスの普及や機器の省エネ化等に、今後も取り組んでいくことが重要であると認識しております。 一方で、令和 3 年 10 月に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」では、S＋3Eを基本方針としながら 2030 年の新たな温室効果ガス削減目標を目指し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた火力調整力の確保とともに、安定供給の確保を前提として火力の競争力の強化や経済効率性の向上に取り組んでいくこと等が挙げられております。 そのため、高効率な発電設備の導入を図り、日本全体の発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減し、電力の供給分野においても安定供給を図りつつ二酸化炭素の排出を低減していくことも必要と考えております。

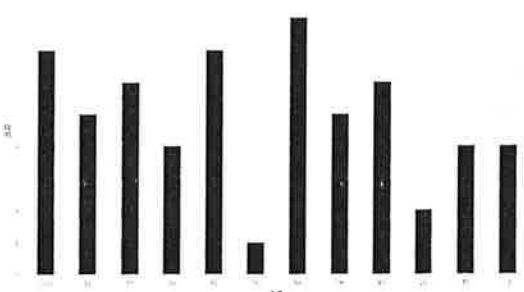
1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	おいた水素 そんな生活では CO2 濃度は長い時間をかけて下がっていくでしょう	前頁と同じ
7	環境影響評価方法書（再手続版）〔要約書〕を通して東京ガスの方針 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/077_03_01.pdf 長期脱炭素電源オークションについて 2023 年 4 月 5 日資源エネルギー庁  先の意見書にも書いたことですがこの【長期脱炭素電源オークションについて 2023 年 4 月 5 日資源エネルギー庁】という内容はまさに至れり尽くせりの感がありますが、逆に見ればそれだけ世間は建設に消極的になり、経産省は津波のような大規模な災害があれば湾岸にある火力は被害を受け、電力供給に支障がでる。 災害がなくても老朽化が進行している現状から電力会社が更新計画を立てれば良いが現状は再エネの進行で設備利用率低下と省エネ、新電力にお客さんが逃げて採算性が悪化していて、更新工事の意欲が低下している。 このことから経産省が危機感を深めた結果の政策だと思います。 建設時の補助金のみならず、運転入りしてから規定の収入を補償する丁寧さは火力の電力需要の未来つまり、欧州のように火力はベース電力ではなく 10 年後、20 年後には補償電力になっていくことを示唆していると思いますがどう思っていますか？ 教えてください	
8	環境影響評価方法書（再手続版）〔要約書〕と compass2030 から 要約書の内容にも COMPASS2030 について書かれて再エネ 500 万 kW は基本的な方針になっていて Action では 600 万 kW に見直されています。 その一方、天然ガス火力は再エネと親和性が高いと述べられその出力が再エネとのバランスについては述べられていない https://www.nedo.go.jp/content/100926249.pdf https://www.nedo.go.jp/content/100544818.pdf 太陽光の設備利用率 15% 風力の設備利用率 陸上風力 20%・洋上風力 30% 設備利用率で換算して天然ガス火力発電量が多け	当社の出資会社である東京ガス株式会社の見解では、以下のとおりと聞いています。 小売電気事業者である東京ガス株式会社は、「高度化法」に基づき、自ら供給する電力の非化石電源比率を令和 12 年度に 44%以上とすることが求められています。 非化石電源の調達については、東京ガス株式会社が設置する再生可能エネルギーの他、非化石価値取引市場や相対契約による非化石証書付き電力の調達などが想定されます。 高度化法で定められた非化石電源比率を遵守できるように、非化石電源の調達に努めてまいります。

1. 事業計画つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	れば compass2030 で述べる CO2 削減にはつながらないことになり、要約書にそのまま記載は不適当。Compass2030 目標の修正も行い、再エネ開発にもっと注力をして欲しい メモ 1：コージェネレーションは排熱を蒸気、温水で回収するので熱効率は GCC より高い、GCC は最新であっても 37%程度は復水器の冷却と煙突から自然界に逃げてしまう。したがって火力と再エネの設備利用率に基づいての比較と同時に発電から発生する CO2 の量を比較して目標とする再エネ発電量を計算して欲しい（双方との送電端で計算すべき） メモ 2：NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）によると発電所の設備利用率の指標は、太陽光発電 15%、陸上風力発電 20%、洋上風力発電 30%と言われている。設備利用率（%）は「年間発電量（kWh／年）÷（年間時間数（365 日×24 時間）×設備容量（kW））×100（%）」で計算され、設備容量、導入時の型式に左右される。	前頁と同じ
9	LPG 火力発電所で使用する水（工業用水＋一般水）＋雨水？を袖ヶ浦市下水道に排水する計画（海には流さない）とあるが袖ヶ浦市下水処理能力（処理能力）が有るかは確認済ですか。又、排水温度 45℃以下を保てますか？	袖ヶ浦終末処理場への一般排水の受け入れに関しては、想定する排水量についても袖ヶ浦市と合意しております。 また、温度を含む排水の基準については、「袖ヶ浦市下水道条例」（昭和 58 年袖ヶ浦市条例第 31 号）に基づく受け入れ水質の基準に適合することを確認した上で、排出する計画です。

2. 大気環境

No.	一般の意見	事業者の見解
10	1973 年、光化学オキシダントの環境基準が告示され、様々対策が立てられてきました。しかし、袖ヶ浦市でも、この環境基準は未だに守らず、毎年注意報が発令されています。「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」が 50 年間に守られずに、放置されたままになっています。この現実を直視すると、これ以上光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物を大量に排出する火力発電所を建設すべきではありません。 光化学オキシダント注意報発令回数（袖ヶ浦市） 	光化学オキシダントにつきましては、国内においては、大気汚染防止のための様々な取り組みの強化によって、光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物や窒素酸化物の大気中濃度が多くの地域で減少しているにもかかわらず、昼間の日最高 1 時間濃度の年平均値の漸増傾向や注意報発令地域の広域化が見られています。 また、一般的には光化学オキシダント濃度の増加には、揮発性有機化合物濃度や窒素酸化物濃度の増減のほか、越境汚染や NO タイトレーション効果の低下等の要因が複雑に関係しており、その要因の評価は容易ではないと言われております。このように光化学オキシダントの反応過程は複雑で、一事業者からの寄与を把握する確立された予測手法はありません。 そのため、本環境影響評価では、光化学オキシダントに関する予測評価は実施しませんが、原因物質の 1 つである窒素酸化物について予測評価を行うとともに、低 NOx 燃焼器の採用や、ばい煙処理設備として高効率な排煙脱硝装置を設置することにより窒素酸化物排出量の低減に努める等、適切な環境保全措置を検討することで光化学オキシダントへの影響も可能な限り低減する計画としております。 今後、最新の知見を収集する等、実態の把握に努め、寄与を予測できる精度の高い手法が確立された際には、必要な調査を行い、予測評価を実施することを検討いたします。 なお、光化学スモッグ注意報等発令時の対応につきましては、当該地区で取り決められている対応内容を遵守することを基本に、地元自治体と協議の上、整理したいと考えております。
11	2022 年 1 月 環境省、水・大気環境局は「気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策」を公表しました。 「光化学オキシダントの主成分であるオゾンは、放射強制力が二酸化炭素、メタンに次いで 3 番目に大きいほか、植物の生育に悪影響を及ぼし植物による二酸化炭素吸収を阻害するため、気候変動という観点でも影響が懸念されている大気汚染物質」であるとして、光化学オキシダントの削減が急務であるとして、2022 年度より取組を始めました。「植物影響に関する知見の整理及び環境基準の設定に向けた検討、光化学オキシダントによる植物の二酸化炭素吸収阻害の定量評価、温室効果ガスとしての光化学オキシダントの寄与調査」等です。すでに、光化学オキシダント健康影響評価検討会、光化学オキシダント植物影響評価検討会が開催されています。この検討結果を踏まえた環境影響評価を行うべきです。光化学オキシダントを調査項目に含め、評価すべきです。	植物への影響につきましては、気温、降水量、日照時間、台風、大気汚染、病虫害等、様々な要因が関係していること、光化学オキシダントの反応過程は複雑で、一事業者からの寄与を把握する確立された予測手法がないことから、定量的に影響を把握することは困難と考えております。 なお、原因物質の 1 つである窒素酸化物について予測評価を行うとともに、低 NOx 燃焼器の採用や、ばい煙処理設備として高効率な排煙脱硝装置を設置することにより窒素酸化物排出量の低減に努める等、適切な環境保全措置を検討することで光化学オキシダントへの影響も可能な限り低減する計画としております。

2. 大気環境につき

No.	一般の意見	事業者の見解
12	低周波騒音の予測、評価の手法が詳細に述べられていません。方法書は、どのような調査を行うのか、予測方法はどのようなのか、評価はどのようにしておこなうのかを、検討する文書です。その予測方法がわからない限り、議論することはできません。 方法書では、「音の伝搬理論の計算式により、低周波音レベルの予測を行う」とだけあります。音の伝搬理論の計算式は、いろいろあります。特定してください。	本事業の低周波音に係る影響評価につきましては、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）に基づく既往の火力発電事業における低周波音に係る環境影響評価の知見に基づき、音波の幾何学拡散による距離減衰と、障壁による音波の回り込みにより減衰する回折減衰を考慮した予測を行います。 なお、具体的な計算式については、準備書に記載いたします。
13	「和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件（2016年（セ）第2号事件）」は、和歌山共同火力のリプレースに伴い、低周波音の被害が訴えられ、公害調停に持ち込まれた事案です。特に、発電所敷地境界から約150m地点に住むAさんは、火力発電所から生じる騒音、振動及び低周波音により、身体不調、めまい、耳鳴り、ふらつき、不眠などを発症し、通院し、不安障害との診断を受けています。 この計画では、環境影響評価の段階から、発電所の旧配置よりも、民家に近づくことが問題視されました。住民意見として「住金和歌山製鉄所は工場が民家に近すぎる。工場を民家から離すという理由で西防の埋立を行った経緯があり、リプレースといえども現在の位置より工場を民家に近づけることは道義上許せない」。方法書に対する知事意見として「施設の稼働に伴う騒音・低周波音については、その周波数特性を考慮して、防音対策を検討するとともに、予測を行い、その結果を準備書に記載すること」「低周波音は、構造物の平行面間で定在波が生じ増幅する可能性があることなど予測に関して不確実性が大きいことから、新1号機共用開始後において周辺環境の状況把握のために調査を行い、必要に応じて対策を講じること」が出ています。防音壁が設置されたにも関わらず、おこった住民の訴えです。この事例を考慮して、調査、影響予測をすべきです。	本事業の発電所計画地から最も近い住居は、約1.2km離れており、定在波や反射の影響はほとんどないと考えております。 本事業の低周波音に係る影響評価につきましては、「環境影響評価法」に基づく既往の火力発電事業における低周波音に係る環境影響評価の知見に基づき、1/3オクターブバンド中心周波数の周波数分析も含めて調査及び予測を行います。
14	低周波音の評価は、環境基準がないため、環境影響評価では、①低周波音を感じ、睡眠影響が現れ始めとされている100dB（G特性）②建物等のがたつきが始まる低周波音レベル③圧迫感、振動感を感じる低周波音レベルで評価されています。 ところが、環境アセスメント技術の検討後の2004年、相次ぐ低周波音の被害訴えに対して、環境省は、「低周波音問題の手引き書（環境省）」で、参照値を示しました。低周波音による建具等のがたつき、室内での不快感などについて苦情申し立てがあった場合に、低周波音によるものかどうかを判断する目安となる値です。その後も、低周波音による被害の訴えは続いています。最近では、2017年12月21日、消費者安全調査委員会は「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 家庭用コージェネレーションから生じる運転音により、不眠等の症状が発生したとされる事案」を提出しました。	低周波音に係る評価につきましては、「環境影響評価法」に基づく既往の火力発電事業における低周波音に係る環境影響評価の知見に基づき、以下の指標を用いて評価することとしております。 ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成12年）に示されている「G特性低周波音圧レベルの感覚閾値（100dB）」及び「建具のがたつきが始まるレベル」 ・「環境アセスメントの技術」（社団法人環境情報科学センター、平成11年）に示されている「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」 また、低周波音に係る1/3オクターブバンドごとの予測評価につきましても、同様の指標を用いて評価することとしております。 なお、参照値の取り扱いにつきましては、「低周波音問題対応の手引き書における参照値の取扱について」（環境省、平成29年）のとおり、「参照値は、固定発生源から発生する低周波音について

2. 大気環境つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
	家庭用コジェネで訴えがあった 73 件(2009 年 9 月から 2017 年 9 月まで) 中、調査の協力が得られた 8 件について現地実態調査を実施、人体への影響を分析し、環境省へは「現場での音の測定値が「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」以下であっても低周波音の影響の可能性について慎重な判断を要する場合があることを、引き続き周知徹底すること」経産省へは「家庭用コジェネの運転音に含まれるピーク周波数の音圧レベルの低減に一定の効果がみられたことを示した本報告書も参考にしながら、家庭用コジェネの運転音の改善の検討を続けるよう、製造事業者を促すこと」等の意見を提出しました。 また、同年 12 月 27 日、環境省水・大気環境局大気生活環境室は、「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱いについて」で三度目の周知徹底を行っています。「参照値は、環境アセスメントの環境保全目標値ではない」としながらも、「心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が 10%程度ではあるが残されているため、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である」と記されています。 これまでの低周波音の知見に基づいて評価すべきです。	苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安として示したものである」、「参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない」と周知されていることから、参照値での評価は行わない計画です。
15	栃木県真岡市の空冷式冷却器の音を聞きに訪ねてみないと思いつつ今日までになりました。 したがって想像ですが沢山の通風ファンは大きな音を発する気がします。 空冷冷却器の排気ファンに横風が当たってうなり音にならないよう高めのファン覆いを、また煙突効果が出るようにやや冷却器中央に排気が集束するように工夫したらどうでしょうか？ また暖かくなって膨張した空気を排気ファンで排気するよりもラジエータの下部に押し込みファンを設ける方が省エネと考えます。 騒音発生源は上の方が地上への影響少ないとのことかもしれないと思いつつの意見 ご検討ください	空気冷却復水器については、多数のファンが設置される設備であり、騒音影響の寄与が大きい可能性があることから、低騒音機器の採用など機器騒音レベルの低減の他、住居地への騒音影響を低減するため発電所計画地南側に遮音壁を設ける等の防音対策を計画しております。 これらを踏まえた施設の稼働（機械等の稼働）による騒音の影響については、準備書で予測及び評価の結果をお示しいたします。 また、空気冷却復水器は、冷却効率の向上、所内電力の削減等も検討し設計を進めてまいります。

3. 温室効果ガス等

No.	一般の意見	事業者の見解
16	この発電所は運転開始が、2029 年から 2030 年と計画されています。2030 年までは、火力発電所の温室効果ガスの予測の評価として、2013 年「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」にある BAT に掲載されている発電技術(最新鋭の技術)を採用していれば、環境影響審査会でも温室効果ガスの議論は全くなく、素通りしてしまいます。 この BAT は、発電効率(排出原単位)だけを問題にしています。2030 年以降のことを考えると評価基準を改めるべきです。 ア) この評価基準が示されて約 10 年、再エネ主力電源時代に向けて過渡期の火力の求められている発電技術は、kW、kWh だけでなく、ΔkW(需要の変動に対応できる発電技術)であることは、常識となりつつあります。大規模電源でなく、小回りのきく小規模電源ではないのでしょうか。2030 年以降に求められている技術を加味して評価すべきです。 イ) 対象事業の目的には「実証段階にある水素混焼が可能な最新のガスタービンを採用し、将来水素供給設備等を追加設置することで水素燃焼に対応可能な発電設備とする計画です」とあります。水素供給設備等を設置するための敷地を確保しているのでしょうか。また、水素供給設備の安全対策をどのように考えているのでしょうか。サプライチェーン(製造・運搬・貯蔵)の動向を詳しく説明しなければ、本当に水素混焼可能なガスタービンが稼働し、温室効果ガス削減につながるのか、どうか判断できません。詳しく説明してください。	(ΔkW について) 小規模電源の一例として、ガスエンジンは起動停止が早いことから調整力価値(ΔkW 価値)がある発電方式として一般的に挙げられますが、ガスタービンコンバインドサイクル発電方式と比較して、発電効率が低いというデメリットがあります。 電力の需給調整においては、様々な応動時間や継続時間に対応し電力の安定供給を図っていくために、各特徴を持った発電設備をバランスよく整備していくことが重要と考えております。 その中で本事業は、安価かつ環境負荷の小さい電気を安定的にお届けすることを目的としており、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所の新設を計画し、高効率な発電事業を計画しております。 そのため、温室効果ガス等に係る評価の手法は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(経済産業省・環境省、平成 25 年)との整合が図られているかを検討するため、BAT の参考表との比較により整合性を確認する計画としております。 (水素混焼について) 国が策定したカーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略に基づき、電力部門ではあらゆる選択肢を追求するとし、再生可能エネルギー、水素発電、火力+CO₂回収、原子力の各分野での課題に対して、国や企業で解決に向けて取り組みを行っております。 この内、水素発電は、現時点では燃料の経済性・信頼性の確保や、製造・輸送・貯蔵のインフラ整備等の課題があり供給体制が整っていないため、商用運転における大型ガスタービンでの天然ガスと水素の混焼は、国内外問わず実施可能な状況にまで至っていません。 そのため、本事業の運転開始時においては天然ガスを燃料に用いる計画ですが、現時点で当社が取り組める対応として、ガスタービンは水素混焼にも対応可能な最新機種を採用し、水素インフラ整備後には発電設備の大規模な工事を必要とせず混焼を可能とする計画としております。
17	CO₂、大気排出量を下げる対策として H₂ を Feed すると有るが、H₂ の確保は出来てからの稼働となるのですか？(2029 年までに H₂ の確保は可能か？) CO₂ は排出しないでもらいたい。	

4. その他の環境関係

No.	一般の意見	事業者の見解
18	ボイラー復水を空冷するとの計画であるがクーラー入り温度→出温度（$\Delta t^{\circ}\text{C}$）等を示してもらいたい。出排風カロリー（熱量）の周辺の影響を示して下さい。	空気冷却復水器から発生する温風が地表面に与える影響については、シミュレーションを行い、環境影響評価準備書の審査等において参考資料としてお示しする予定です。 温風の温度及び熱量については、シミュレーションの諸元としてお示しいたします。
19	環境影響評価方法書（再手続版）〔要約書〕の25ページ 出光バルクターミナルという石炭貯炭場脇に建設することでの土壌汚染調査について （5）水質汚濁に係る苦情の発生状況 令和3年度における水質汚濁に係る苦情件数は、千葉県で138件、このうち袖ヶ浦市で3件、市原市で7件、木更津市で1件となっている。 （3）土壌汚染に係る苦情の発生状況 令和3年度における土壌汚染に係る苦情件数は、千葉県で2件あるが、袖ヶ浦市、市原市及び木更津市での苦情はない。 とあります。 建設予定地には貯炭場があって日常的に散水によって石炭の自然発火と飛散を予防していると聞きます。 ご存じのように古代化石である石炭には多くの鉱物が含まれセレンや水銀さえも微量物質として含有しています。 永年の散水で付近の土壌には通常値を上回る有毒な鉱物が土壌と地下水にある可能性を想定して建設前にちゃんと調査し県と市、地主に現状報告をしておかないと責任を問われるリスクがあると思います。	土壌汚染に関する調査等は、土地の所有者である出光興産株式会社が実施しております。 「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく地歴調査によれば、主要な工事が行われる発電所計画地は、未利用地であり過去に石炭貯炭場として使用されていた事実はないことから、石炭に由来する土壌汚染の恐れはありません。 一方、袖ヶ浦市中袖は海底浚渫土により埋立造成した土地であることから、水面埋立て土砂に由来する土壌汚染の恐れ等があるとされており、「土壌汚染対策法」に基づいた土壌汚染調査を行った結果、対象事業実施区域の一部が形質変更時要届出区域に指定されています。 「土壌汚染対策法」に基づく工事の実施に伴う千葉県への所要の申請等は、工事の実施者である当社が今後適切に行ってまいります。

5. 環境の保全の見地以外からのご意見

No.	一般の意見	事業者の見解
20	(株)千葉袖ヶ浦エナジーが、袖ヶ浦市に石炭火力 100 万 kW、2 基の計画を発表したのは、2015 年 6 月です。この計画は配慮書、方法書の手続きまで進みます。が 2019 年 1 月には「十分な事業性が見込めない」として、石炭火力を断念します。この時点で出光興産がこの事業から撤退します。 2019 年 9 月 (株)千葉袖ヶ浦パワーが事業計画を引き継ぎ、2020 年 7 月に燃料を LNG に転換し、方法書を提出します。準備書まで提出しますが、九州電力がこの事業から撤退。さらに 2022 年 11 月に準備書を取下げます。 そして今回の計画です。大きな変更点は海水による冷却復水器から、空気冷却復水器に変更したことです。 このような経過で発電所立地が進んでいますが、袖ヶ浦市に発電所立地をすることを申し入れたのは、約 8 年前です。環境影響評価の手続きで、方法書から始まるとは言え、経過している年数を考えると、配慮書段階からの手続きをやり直すべきです。	環境影響評価の再手続につきましては、「環境影響評価法」に基づき、「冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別」（以下「冷却方式等」という。）が海水冷却方式から空気冷却方式へ変更となったことから、環境影響評価方法書からの再手続を実施しております。 また、「冷却方式等」の変更に伴う環境影響評価方法書からの再手続に当たっては、海水冷却方式における環境影響評価準備書での予測及び評価結果を踏まえ、適切な環境保全が図れるよう事業計画の全体的な見直しも行っています。
21	地元自治体にとって、未だに問えないのは、この発電所は本当に必要なのだろうか（電力需給から立地の説明）この発電所は本当にこの場所に建てるべきなのだろうか（適地である説明）という疑問です。これは原子力をはじめとするあらゆる大規模電源立地につきまとう疑問です。大規模電源立地は環境影響が大きいだけに、どの地点でも議論になります。が、過去、十分な説明がないまま、交付金、協力金を餌に立地が強行されています。環境影響評価の手続きの欠陥です。 「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方 2013 年 経産省 商務流通保安グループ電力安全課」では、「供給計画で位置、規模等を決定・公表した後に配慮書手続きに入ることが一般的と想定される」と記されています。この手続きを袖ヶ浦市、千葉県に対して再度すべきです。	「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」（経済産業省、平成 25 年）によれば、「電気事業者は、発電所を設置するに際しては、社会的混乱が生じないように、こうした供給計画及び電気事業者が作成する個別の発電所の設置計画（以下「発電所設置計画」という。）で位置、規模等を決定・公表した後に、配慮書手続きを開始することが一般的であると想定される。また、電気事業者以外の者が設置する発電所についても、社会的混乱が生じないように発電設備の設置について地元との調整が概ね終了してから配慮書手続きが開始されることが一般的であると想定される。」とされています。 そのため、石炭火力発電所の計画として平成 27 年に計画段階環境配慮書を送付した株式会社千葉袖ヶ浦エナジーは、電気事業者※ではなかったことから、「電気事業者以外の者が設置する発電所」として、地元自治体に対して事業の実施位置、目的、計画等について事前にご説明を行った後に、計画段階環境配慮書の手続きを開始いたしました。 （※平成 27 年当時は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者が「電気事業者」とされており、それ以外で電力事業を営んでいる者は「電気事業者以外の者」とされておりました。その後、平成 28 年に「電気事業法」が改正され、発電事業を行う者は一律に「発電事業者」に該当することとなり、発電事業にかかる届出を行い、供給計画の届出等が義務付けられました。当社は、令和 5 年 7 月 31 日に「発電事業者」として登録され、今後供給計画も提出する予定です。）

5. 環境の保全の見地以外からのご意見つづき

No.	一般の意見	事業者の見解
22	質問ですが作った電気を売る市場としてベース電力から調整電源 1, 2, 3 市場と複雑で自分には分かりません。 中央電力調整指令所において粗末に扱われず安定運転できる相対契約になれるのでしょうか？ これからの電力事業の採算は安定運転できるかどうかにかかっている気がします。	再生可能エネルギー出力等の影響による火力発電所の出力抑制は、予め出力、燃料の種類、負荷追従性等を考慮して出力抑制等の条件や順番を定めた優先給電ルールに基づいて行われることとなります。 優先給電ルールは、経済産業省及び電力広域的運営推進機関等において検討が行われ、運用開始後においても実績の検証が継続的に行われていることから、公平性のあるルールになっているものと考えております。 また、送電網全体の需給バランス調整を行うために必要となる調整力については、応動時間や継続時間に応じて 1～3 次調整力が定められています。 これらの調整力は、一般送配電事業者が需給調整市場等を通じて調達することとなっており、運用の透明性は確保されているものと理解しております。
23	LNG（液化ガス）の気化熱で復水冷却を考えて見ませんか？ 東京ガスからは、LNG は気体でなく液化 LNG で受入れる（受入配管サイズ。Down が出来る） 液化 LNG の気化熱でボイラー復水を冷却すれば、空冷装置は不用あるいは縮少する事が可能となるのでは？ LNG、H₂ 等可燃物受入配管には SD 弁を必ず設置する。（地振等の自然災害時）受入停止が可能となる。	当社の出資会社である東京ガス株式会社からは、本事業の天然ガス供給元である東京ガス袖ヶ浦 LNG 基地の冷熱は、既に近隣事業者への有効活用が行われており、本事業向けにこれを利用することは困難である、と聞いています。
24	袖ヶ浦市と手を組んで再生エネルギー事業を行って下さい。（市内遊休農地多く有り。太陽光発電）。	令和 3 年 10 月に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」でも掲げられているとおり、出力が不安定な再生可能エネルギーの主力電源化と同時に、時々刻々変化する需要に対して安定的な電力供給を実現するためには、需給バランスを調整する火力電源が必要となります。 このような背景の元、当社は出資会社を通じてより多くのお客様に安価かつ環境負荷の小さい電気を安定してお届けすることを目的に、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所の建設及び運用を行う特定目的会社（SPC）であるため、当社が再生可能エネルギーの事業を行う計画はありません。 再生可能エネルギーの普及拡大については、「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」で示された 2030 年度における電源構成の達成に貢献できるよう、東京ガスグループ全体で取り組みを継続してまいります。 また、本事業の実施に当たっては、皆様及び行政から頂いたご意見を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。
25	意見書というより、東京ガス激励とお願いのお手紙です。 大学生の孫娘が AI（人工頭脳）に「地球環境を守るもっともよい方法は」と聞いたそうです。す	当社では、出資会社を通じてより多くのお客様に安価かつ環境負荷の小さい電気を安定してお届けすることを目的に、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電所の新設を計画しております。

5. 環境の保全の見地以外からのご意見つき

No.	一般の意見	事業者の見解
	ると A1 からは「人類排除」との答えが戻ってきたというのです。 石炭火力発電所建設計画の際、本社の広報部局の方たちと直接話し合いの機会を持つことができました。確か 4 人の方々であったと思いますが、4 人の方々すべてが、私達の訴えることを一言も漏らさぬよう、詳細にメモを取られていられた様子を目の当たりにすることができました。「石炭火力発電所建設断念」の、前・内田社長ご発言の中に「地元の意見」という言葉が光って見えました。私はこの会社は信頼できる会社であると思いました。 今は 350 万戸に達したという「ガスと電気」一体化について、計画段階から予約加入申し込みを行い、契約開始とともに担当職員から直接お電話をいただき喜んで加入し、お世話になっていますが、職員お一人お一人の、市民に対する対応に心打たれたからでありました。 今回の計画も、日本の、世界のエネルギー状況を見据え、ぎりぎりの線での問題提起であろうということは容易に推察されるところです。それでも、追及していただきたいことは、冒頭 A1 の回答です。このような回答を生み出さない企業としての在り方への努力です。 袖ケ浦市の耕作放棄農地は 314ha 以上あります。(千葉県 荒廃農地の面積 調査結果令和 2 年)、「カーボンニュートラルの実現に向けた包括連携協定」という東京ガスとの連携協定も成立しました。連携協定の中には「地産地消」の項目もあります。 東京ガスが化石燃料を排除し、太陽光発電への転換を各地で追及されている報告が、インターネットに大きく掲載されています。袖ケ浦市でもその可能性は十分にあると考えます。袖ケ浦市民がもろ手を挙げて賛成するでありましょう。そしてこのことは東京ガスの未来構想につながる道でもあると考えます。 今回の計画を巡っては、「直接東京ガス本社と話し合いをしたいものだ」という意見が数多くあります。 是非「市民との意見交流会」的集会を企画されますようご検討を要請し、お手紙的パブコメ意見書といたします。 敬具	本事業は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた調整力・供給力の観点から当面必要な電源として位置づけられている火力電源について、より競争力のある電源としての開発を目指してまいります。 皆様及び行政から頂いたご意見を踏まえ、本事業の適切な環境保全措置が図れるよう出資会社と連携し検討を進めてまいります。 当社は、カーボンニュートラルの実現にも向けて検討を継続的に進めてまいりますので、本事業へのご理解のほどよろしくお願い致します。